

山梨県公報

第三百四十九号

令和五年

一月三十日

月 曜 日

目次

告示

- 道路の区域変更(二件)……………三三
- 選挙管理委員会……………三四
- 政治団体の名称等の届出……………三四
- その他……………三六
- 漁業法による水産動植物の取扱いの指示……………三六

告示

山梨県告示第二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和五年二月二十日まで一般の縦覧に供する。

令和五年一月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 愛宕山公園線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
甲府市岩窪町字長谷五七〇番一地从先から 甲府市岩窪町字長谷五六三番地先まで	旧	一一・七	一五四・七
	新	一一・七	一五四・七

山梨県告示第二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和五年二月二十日まで一般の縦覧に供する。

令和五年一月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲斐中央線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
甲斐市篠原字八幡前一番六地先から 甲斐市篠原字八幡前二番三地先まで	旧	七・三	一六一・六
	新	八・二	一六一・六

山梨県告示第二十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和五年二月二十日まで一般の縦覧に供する。

令和五年一月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 河口湖精進線
- 三 道路の区域

区間	南都留郡富士河口湖町大石字久保井坂下二 六七四番一地从先から 南都留郡富士河口湖町大石字久保井坂下二 六七四番一地从先まで	旧新 敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧	
	一二・九 一五・三	一〇・八 一一・三	三・七
			三・七

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項、第七条、第十七条
第一項、第十九条第二項及び同条第三項の規定による届出が次のとおりあった。

令和五年一月三十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

政党の支部

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
自由民主党山梨県大月市第一支部	卯月 政人	白鳥 晴規	大月市大月町花咲一六〇八一二八	令和四年十一月三十日	令和四年十二月十三日

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
#いのち、くらし！オール山梨	関本 立美	戸田 康	甲府市朝氣三一八一六	令和四年十一月十八日	令和四年十二月八日
日本共産党すがの幹子後援会	深澤 公子	武舎 正志	甲府市上石田四一八一〇	令和四年十二月十三日	令和四年十二月十四日
松井ただひろ励ます会	松井 忠弘	松井 忠弘	甲府市住吉三一三一六一一〇二	令和四年十二月	令和四年十二月

区分		名称		代表者氏名		会計責任者氏名		主たる事務所の所在地		異動年月日		届出年月日	
旧	新	長田さみお後援会	山本八郎	中山雄二	長田明男					令和四年十二月二十一日	令和四年十二月二十三日		
旧	新	巧明会								令和四年十二月十九日	令和四年十二月十九日		
旧	新	みんなでつくる山梨県民会議	横内公明							令和四年十二月十二日	令和四年十二月十四日		
旧	新	八木かずお後援会	八木一雄							令和四年十二月六日	令和四年十二月十二日		
旧	新	日本商工連盟甲府地区								令和四年十一月一日	令和四年十二月八日		
旧	新	自由民主党須玉支部	矢崎嘉昭	安部修	矢崎嘉昭	北杜市須玉町若神子一三八二一				令和四年十一月十日	令和五年一月十六日		
旧	新	自由民主党八田支部		齋藤哲夫	桜本和英					令和四年六月一日	令和五年一月十六日		

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

赤池たつや後援会	赤池立弥	中澤智	甲府市緑が丘一―一六―三 山内方	八日	令和四年十二月二十日	令和四年十二月二十日
小林たかひこ後援会	小林隆彦	小林由子	中央市町之田二四〇―四	令和五年一月一日	令和五年一月一日	令和五年一月五日
中尾けんた後援会	中尾建太	中尾建太	甲府市古上条町一三九―五	令和五年一月一日	令和五年一月一日	令和五年一月五日
なかじま寿後援会	中 鴫 寿	永友淳夫	甲府市金竹町四―一一	令和五年一月六日	令和五年一月六日	令和五年一月六日
宮林俊と未来の都留を考える会	宮林俊	宮林俊	都留市下谷四―四―一〇	令和五年一月六日	令和五年一月六日	令和五年一月六日
自治体から地元を元気にする会	山本満夫	山本満夫	甲府市湯田二―三―一二	令和五年一月六日	令和五年一月六日	令和五年一月十六日

新	高畑かずゆきを支援する「はたけ」の会	高畑 龍樹	高畑 万里子	令和五年一月十五日
旧		飯島 徳男	相原 和弘	令和五年一月十六日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
岡部幸喜後援会	梶原 正明	岡部 公史	上野原市犬目一〇二五	令和四年十二月十日	令和四年十二月十二日
真衛会	小林 玲夫	渡辺 和寛	甲府市中央四一五一七	令和四年十二月十六日	令和四年十二月十六日
尾形重寅後援会	尾形 喜久雄	尾形 直	上野原市大柵六八〇	令和四年十二月三十一日	令和五年一月十日

政治資金規正法第十九条第二項による届出 資金管理団体指定届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定年月日	届出年月日
松井 忠弘	市長	松井ただひろ励ます会	甲府市住吉三一三一六一一〇二	松井 忠弘	令和四年十二月八日	令和四年十二月十五日
赤池 立弥	市議会議員	赤池たつや後援会	甲府市緑が丘二一六一三山内方	赤池 立弥	令和四年十二月二十日	令和四年十二月二十日
中尾 建太	市議会議員	中尾けんた後援会	甲府市古上条町一三九一五	中尾 建太	令和五年一月一日	令和五年一月五日

政治資金規正法第十九条第三項第三号による届出 資金管理団体異動届

区分	氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	異動年月日	届出年月日
新	志村 直毅	知事	志村直毅後援会なおき会			令和四年十二月二十六日	令和四年十二月二十六日
旧		県議会議員					

その他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

令和五年一月三十日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 宮崎 淳一

一 指示の内容 河口湖との合流点より上流の奥川及び寺川で、ワカサギ及びその卵を採捕してはならない。ただし、公的研究機関が試験研究の用に供するため及び河口湖

漁業協同組合が河口湖のワカサギ資源増殖のために採捕する場合は、この限りでない。

二 指示の期間 令和五年二月一日から同年五月三十一日まで

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番